

成果指標



1 読書をしない児童生徒の割合を減少させる(注1)

	現状値2020 (令和2)年度	目標値2025 (令和7)年度
小学生(6年生)	27.6%	20.0%
中学生(2年生)	35.4%	25.0%



2 読書が嫌いな児童生徒の割合を減少させる(注2)

	現状値2020 (令和2)年度	目標値2025 (令和7)年度
小学生(6年生)	22.0%	15.0%
中学生(2年生)	26.4%	20.0%

(注1) 現状値は、2020(令和2)年度意識・実態調査(小中学生)において、「あなたは本をよく読みますか。」に対して、「ほとんど読まない」と答えた割合。前回調査時(2010(平成22)年度)は、小学生26.1%、中学生27.8%であった。

(注2) 現状値は、2020(令和2)年度意識・実態調査(小中学生)において、「あなたは本を読むことが好きですか。」に対して、「きらい」または「どちらかといえばきらい」と答えた割合。前回調査時(2010(平成22)年度)は、同様の設問なし。



宇治市子どもの読書活動推進計画 (第三次推進計画)【概要版】

2022(令和4)年3月

宇治市教育委員会

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地

電話：0774-22-3141(代表)

ホームページ：http://www.city.uji.kyoto.jp/

宇治市子どもの読書活動推進計画

第三次推進計画

概要版

計画の基本的な考え方

すべての子どもが 自ら進んで読書に親しみ
生涯にわたる読書習慣を身に付ける

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、
表現力を高め、創造力を豊かなものにし、
人生をより深く生きる力を身に付けていく上で
欠くことのできないものであり、
社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

宇治市では、子どもの読書活動を市全体で推進していくため、
「宇治市子どもの読書活動推進計画(第三次推進計画)」を策定しました。



2022(令和4)年3月

宇治市教育委員会

計画の基本的方針



子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

子どもが読書を通じて「ことばの力」をはぐくみ、表現力、創造力を高めながら、生涯にわたる読書習慣の形成に向けての素地を身に付ける環境づくりが必要です。「ことばの力」の育成を踏まえた【子どもが読書に親しむ機会の提供】と、【環境の整備・充実】に努めます。

具体的取組例

- 保護者を対象とした絵本に関するミニ講座やブックスタート事業の実施
- 学校等における読み聞かせ・おはなし会や読書週間の取組の実施、本のおたより発行
- 各種公共施設における図書コーナーの開設と充実

「ことばの力」とは

- ・ 言語をとおして知識や技能を理解する力
- ・ 言語によって論理的に考える力
- ・ 言語を使って表現する力
- ・ 言語をとおして心を豊かにし、学びに向かう力

(京都府の「ことばの力」育成プロジェクトより)

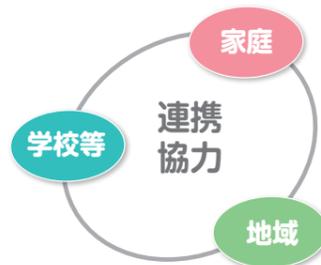


家庭・学校等・地域の連携・協力による取組の推進

家庭・学校等・地域が連携し、子どもの読書活動を推進する取組が必要です。子どもの読書活動に関わるすべての人々が相互につながりを深め、連携・協力を図りながら、様々な取組を推進します。

具体的取組例

- 市立図書館・民間団体・ボランティア等とのイベントの実施
- 市立図書館と学校が連携した電子図書館の活用



子どもの読書活動への理解と関心の普及・啓発

子どもの読書活動の意義と重要性について、子どもを取り巻くすべての人々の理解と関心を高める必要があります。子どもの読書活動への理解と協力を広く求めるため、様々な機会を通じて、普及・啓発に努めます。

具体的取組例

- SNS・市政だより・ホームページ等、各種情報メディアを活用した情報提供
- 子ども読書の日等の周知啓発・広報と関連事業の充実



計画の性格と役割

計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき、国の基本計画「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」及び京都府の計画「京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）」を踏まえて策定するもので、本市における子どもの読書活動を総合的かつ計画的に推進するための基本的指針を示します。



また、本計画は、市政の最上位計画である「宇治市第6次総合計画」で示している教育分野におけるまちづくりの方向を踏まえ、教育部門の上位計画にあたる「教育振興基本計画」やその他の関連計画とも整合を図り、市民との協働により推進していきます。

計画の対象

本市における子どもの読書活動の推進に関わるすべての人々、機関を対象としています。なお、ここでいう「子ども」とは、0歳から概ね18歳までの子どもとします。

計画の期間

本計画は2022（令和4）年度から2033（令和15）年度までの12年間を計画の対象期間とします。ただし、本計画に基づく取組の進捗状況、子どもの読書を取り巻く社会環境の変化等に対応するため、4年間ごとに前期・中期・後期とし、計画の中間見直しを行います。